OA7-16 海のモニタリングの実施状況はどうなっているのですか。

A

- ① 海のモニタリングについては、モニタリング総合調整会議において決定された「総合モニタリング計画」及び「平成28年度海域モニタリングの進め方」に沿って、福島県沖、宮城県沖、茨城県沖等を対象に、海水、海底土、海洋生物に含まれる放射性物質の濃度を測定しています。
- ② 海水では、放射性セシウムの測定値(平成28年4月~11月)は、1リットル当たり1ベクレル(Bq/L)(飲料水の基準値は1リットル当たり10ベクレル(Bq/L))を下回る水準です。
- ③ 海底土は、放射性セシウムの測定値(平成 28 年 4 月~10 月)が、福島県沖において 1 キログラム当たり約 3~1,000 ベクレル(Bq/kg)の範囲となっています。
- ④ 海洋生物の放射性セシウムの濃度は、生物の種類によって異なります。海を広く回遊するカツオ・マグロ類、サンマ等では、これまで基準値(1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg))を超える測定結果は得られていません。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第7章 57ページ [沿岸海域底質(推移)|

下巻 第7章 58ページ「海水と海底土の濃度」

下巻 第7章 59ページ「海水濃度の推移」

下巻 第7章 60ページ「海底土濃度の推移」

下巻 第7章 124ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向(2/2)」

(解説)

(参考資料)

原子力規制委員会 海洋モニタリング結果

http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/428/list-1.html

出典:原子力規制委員会「総合モニタリング計画」より作成

出典の公開日:平成23年8月2日

本資料への収録日: 平成29年3月31日